

会 議 録

《会議名称》 令和5年度 第2回岸和田市景観審議会 《開催日時》 令和6年1月29日(月)15:00~17:00 《開催場所》 第一委員会室	承認		
	会長	中野委員	星乃委員
	2/9	2/13	2/13

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

泉原委員	稲垣委員	今西委員	大野委員	岡田委員	木多委員	齊藤委員	竹田委員	田中委員	所委員	中野委員	星乃委員	堀田委員	山本委員
○	○	○	●	●	○	○	●	○	○	●	○	×	○

（委員14名中、13名出席）（●はリモート参加）

岸和田市) 岸まちづくり推進部長
 事務局) 都市計画課 越智、忠野、森田、西出、大北、松尾
 傍聴者) 4名

《概要》

■報告事項

1. 景観施策に関する課題整理等について
2. 景観施策の取組みについて
3. 令和6年度スケジュール（案）について

《内容》

■開会

- ・14名中13名の委員出席を確認。（会場：9名、リモート：4名）
- 岸和田市景観審議会規則第6条第2項の規程により審議会の成立を確認。
- ・傍聴状況報告。

■挨拶

- ・岸まちづくり推進部長挨拶
- ・田中会長挨拶

■会議録確認者の指名

- ・令和5年度第2回景観審議会の会議録確認者として中野委員と星乃委員の2名を指名し、承認される。

■報告第1号「景観施策に関する課題整理等について」

景観施策に関する課題整理等について、事務局より説明。

【質疑の概要】

（委員） ・ 「こころに残る景観資源」には建造物もあると思うが、この施策（こころに残る景観資源発掘プロジェクト）を通じて、将来的に景観重要建造物に指定するといったロードマップのようなものはあるのか。

（事務局） ・ 「こころに残る景観資源」にはもちろん建造物もある。ただこれに限らず、岸和田市内には他にも様々な景観資源があると思うので、他の資源についても整理しながら、今後、景観重要建造物に指定できるものがあるか考えたい。また景観重要建造物に指定することで、所有者の管理上の制約等もあり、そういった課題を整理しながら、指定について考えたい。

（委員） ・ 例えば、重点地区の指定はなかなか住民の理解が得られなかったと説明があったように、景観重要建造物を指定すること自体のハードルが高いということはあるが、景観資源の指

定というのは、住民の理解促進や関心を持たせることも目的に入っていたと思うので、そこが繋がってくれば、景観重要建造物の指定も考えていけるのではないかと思います。

(会 長) ・「こころに残る景観資源」がせっかく 106 件もあるので、これをチャンスにできれば、施策としての成果もより大きなものになると思う。

(委 員) ・歴史ある建造物では、自泉会館や杉江能楽堂などもあり、景観重要建造物に指定されればいいだろうなとも思うが、指定することでお金がかかることもあるだろうし、市としても財政的に難しいところもあるだろうとも思うが、市として景観重要建造物の指定にあたってどういう方針を持つのか、歴史的なものなのか、それ以外のものはどうなのか。

(事務局) ・景観重要建造物の指定については、公共の場から眺められ、「地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけている建造物」、「歴史的、文化的又は建築的な価値が高い建造物」、「市民に親しまれている建造物」、「良好な景観形成のため市長が必要と認める建造物」に該当し、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いた上で指定できることになっている。歴史的なものはもちろんだが、岸和田市のエリアとしての景観を率先して良好なものへ誘導できるような建造物もあれば、検討できると思っている。ただ、具体的な方針を持つというところまでは至っていないので、今後、景観計画の改定をどのようにしていくか検討する中で、委員の皆さまと一緒に検討していければと思っている。

(委 員) ・例えば、景観重要建造物に指定した建物が、建築基準法に適合していない既存不適格の建物であった場合、改修時に、文化財保護法の規定により文化財等に指定された建築物のように、建築基準法第3条や、その他条例による適用除外の取り扱いができるようであれば、建物を残すことができる。昔から建っていて、現行の建築基準法に沿っていない建造物を少しでもサポートするという意味ではメリットもあるので、そういったことも含めて、検討していくことが重要だと思う。

(会 長) ・デメリットだけでなくメリットもあることを、説明材料とすることは大きいことと思う。

(事務局) ・市が金銭的な助成をどこまでできるかも確かにあるが、景観的に重要な建造物を今後残していくために、どうしても今の建築基準法上では改修等難しい建造物に関しては、そういった方法もあることも説明しながら、景観重要建造物になり得るものはないか検討したいと思う。

(委 員) ・景観重要建造物も気になっているが、指定している3件の景観重要樹木の内容について教えていただきたい。また、アンケートやヒアリングなどで、他の自治体が景観重要建造物の指定にあたって、どのように調整・誘導しているのかなど深掘した情報があれば、審議会でもより議論できると思う。

(事務局) ・景観重要樹木は、公共の場から眺められ、「地域の景観を先導または継承し、良好な景

観を特徴づけている樹木」、「歴史的、文化的な価値が高い樹木」、「市民に親しまれ愛されている樹木」、「良好な景観形成のため市長が必要と認める樹木」に該当し、地域の景観上重要と認められるものを対象に、指定している。景観重要樹木に指定した3件は、「ここに残る景観資源」として指定した市民に親しまれている樹木の中から、管理面など所有者に理解していただける樹木を指定している。「奥家の棕」、「塔原町のサクラ」、「吉井町のエノキ」を指定しており、「奥家の棕」は個人で、「塔原町のサクラ」と「吉井町のエノキ」は町会に管理していただいている。景観重要建造物についても、他自治体がどのように指定をされているのか聞くなどしながら、指定について検討していきたい。

(委員) ・「他行政における施策の取扱い」の報告について、課題に対する答えとして、岸和田市は大阪府の平均というか多勢にいるという結果報告に見えた。それでどれ位困っているのか、その中でどうしたらいいのか。再生可能エネルギーやデジタルサイネージといった新たなものに対することは、計画に上乘せしていかないといけないと思うが、実際に、まず対応しなければならない「③太陽光発電施設(地上に設置)を届出対象としているか」は、岸和田市は届出対象としているのに、なぜ「高さ20m以上の工作物」という基準としているのか。実際にはどれくらい課題と考えているのか。

(事務局) ・景観条例上、届出対象として建築物と工作物があり、太陽光発電設備については、工作物のひとつとして、「電気等の供給施設その他これらに類するもの」として扱っているため、その対象規模は「高さ20m以上」である。他自治体の中には、届出対象の工作物の分類に、「太陽光発電施設」と明記しているところもある。今後、景観計画を改定しようとする中で、どのように区分していくか(対象規模や計画等への明記など)を考えていきたい。

(委員) ・デジタルサイネージがあることで、実際にどれくらい困っており、苦情等があるのか。太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーの設備が、景観を脅かしているのか、実際、岸和田にどれくらいあるのか、何か把握しているものがあれば、お聞きしたい。

(事務局) ・デジタルサイネージも増えてはきており、例えば交差点付近に華美なものを設置すれば事故を誘発するなどの問題は考えられるが、景観上、具体的に何か問題になるまでには至っていないので、今後どのような影響があるか調べていきたいと思う。太陽光発電設備も具体的にどのような影響があるのかまで把握できていないが、山手の市街化調整区域に太陽光発電の設備が建設されている事例もある。

(委員) ・デジタルサイネージは京都市で取組みはあるが、全国的にはまだそれほど取組み事例はない。デジタルサイネージの問題で光度など取り上げられるが、本当に問題になるのか。規制することで所有者にとってマイナスになることもあり、行政としてデジタルサイネージの全てを規制するようなやり方は非常に難しいかと思う。一定の基準において規制を行うかを、実態や他市の事例を調べる中で、事務局と審議会とで一緒に内容を深めていくという考え方かと思う。

(委員) ・各自治体の条例では努力目標と義務化があり、岸和田市は努力目標を選択しているが、景

観から考えると当然義務化した方が良くないかという気もするが、義務化することで何か支障があるのか。義務化することで不都合があるなら教えていただきたい。また完了検査をしている2自治体は、恐らく義務化している4つの内の2つが検査をしていると思うが、完了検査をして計画と違った場合、どのように指導などしているのか分ければ教えていただきたい。

(事務局) ・義務化することで不都合があるかまで検証できていない。義務化の2自治体について、1市は景観計画の運用が始まったばかりのため事例はまだないと思われる。もう1市は、本市に届出のあった事業者と窓口で話をしていた中での情報になるが、例えば、完了検査で色彩が計画時と違っておれば、一からやり直すよう指導されると聞いたことがある。色彩の確認には、専用の測定機器を用いて厳密に行われているそうである。

(委員) ・景観保護という点からは、義務化して完了検査をきっちり行うところを目指す方がより望ましいと思うが、それを行うには財政や人材面の負担もかかることになると思うので、今後、議論をしていければ良いかと思う。

(委員) ・府内の景観計画のエリアとして最も広い大阪府は、施策の取扱いについて、各設問のどの回答に含まれているのか知りたい。

(事務局) ・①は「努めなければならない」、②は「完了届の提出のみ」、③は「届出対象としていない」、④は「届出対象としていない」、⑤は「どちらも届出対象外」、⑥は「ない(定性的な基準のみ)」。

(委員) ・緑地について、岸和田城周辺だと歴史性を重視した緑のあり方を推奨すべきと思うが、その他のエリアで岸和田らしさと言われた場合、日本古来の植物を推奨すれば良いのか、それとも、例えば駅前だから西洋風な植物も許容して良いのかなど、判断に迷うことがある。できれば、どのようなまちなみにしたいのか、ガイドラインに少し定性的な言葉があれば、それを手掛かりにアドバイスしやすいと思う。緑だけではないと思うが、どのような雰囲気のマちなみにしたいのか、もう少し踏み込んだガイドラインなどがあると良いと思う。

(事務局) ・現状、岸和田市内でどのような緑や植物を推奨するといったガイドラインは無い。景観施策としてどこまで謳えるのかもあるが、今後の課題として検討できればと思う。

(委員) ・ちきりアイランドなど臨海地区は工場や倉庫等の敷地がかなり広く、広い面積の開発事案に対して定量的な基準があった方が良くと思う。一方で、街中の割と狭い敷地でも定量的な基準があれば良いが、そこまでできるかどうかとも検討していただければと思う。

(事務局) ・例えば、ちきりアイランドでは工場建設ハンドブック、ゆめみヶ丘では「岸和田丘陵地区のまちづくりを楽しむヒント集」といったように、企業進出にあたって、緑も含め良好な都市環境を形成・保持していただくために必要な事項をまとめた地区のガイドラインのようなものもある。そういったものを今後他の地域でも何かできないか、今後の課題として

検討できればと思う。

- (委員) ・緑化で検討していただきたい植物として、エゾスナゴケによる苔緑化を紹介する。
- ・私が情報発信する「こけちゃっかー」は、景観に資する車両だと認識しており、動く景観として、岸和田市や地域の方々に認知していただけるよう、岸和田市を中心に発信していくことで、景観としての価値が向上すると思う。
- (委員) ・景観はそもそも分野的にも市役所の庁内組織的にすごく横断的なものになると思うので、現行計画を評価・検証していくということに対して、事務局の視点だけでなく、庁内の他部署も取り込み、市民アンケートにあるような視点も加えて、どのような取組みがあつてどのような成果がでているのか、評価・検証の対象に入れておくと思う。
- ・上位関連計画との整合について、どう整合を取るかだけでなく、景観への取組み・方向性・市民意見などを、上位計画や関連計画にどのように反映させていくのか・反映させることができたのかなども評価・検証対象になると、今後の見直しに向けてより有効になるのではと思う。
- (事務局) ・今回は課題整理という形でお示ししているが、これからの評価・検証においては、委員が仰った内容に関しても情報を集めてお示しできるように考えたい。
- (委員) ・岸和田市は景観行政団体なのだから、他自治体との比較だけではなく、岸和田の特徴としてどこに重点があるのかを考えて進めることが重要かと思う。
- (委員) ・景観資源の発掘について、指定後どのように活かしていくのか気になる。例えば、「玉ねぎの碑」が「こころに残る景観資源」に指定されたので、様子を見に行つたが、以前と変わらず草が生い茂っている。少し掃除するだけでも変わると思うので、行政だけにとは言わないが、誰かが動くよう、地域の人に働きかけをするなど何らかの形で動くような努力をしてもらいたいと思う。
- (会長) ・「こころに残る景観資源」に 106 件も指定したのだから、ぜひ、それをいかして施策を進めていただきたいと思う。
- ・景観重要建造物の指定については、規制するデメリットだけではないという話であつた。
- ・また意見として色々な「広さ」の話も出た。広い景観の議論や、横の広がりとして、広い部署、広く市民との繋がりといった広さもそうである。他市町や大阪府、大阪府内だけではないかもしれないが、どのような経緯で各自治体が景観施策を行っているのかを調べていくなど1歩進めていくということに意見が集約されたのではないか。この先、議論を踏まえて今後につなげていけたら良いかと思う。

■報告第2号「景観施策の取組みについて」

景観施策の取組みについて、事務局より説明。

【質疑の概要】

- (委員) ・100 選冊子で誤字ではないかと思う箇所があつた。既に冊子は印刷されているのか。

(事務局) ・現在校正しており印刷前なので、指摘箇所の内容を確認し反映させる。

■報告第3号「令和6年度スケジュール(案)について」
令和6年度スケジュール(案)について、事務局より説明。

※ 質疑なし

(事務局) ・次回の景観審議会については令和6年5月頃予定。

以上